

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医師・看護人材 確保対策課	整理番号	1-4
処分の種類	准看護師養成所への指示			
根拠法令条例 等・条項	保健師助産師看護師法施行令第20条			
処分の概要	准看護師養成所への指示			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令において判断基準が規定しつくされているため) (参考)</p> <p>保健師助産師看護師法施行令第20条において準用する令第15条 (指定学校養成所に対する報告の徴収及び指示)</p> <p>第十五条 行政庁は、指定学校養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。</p> <p>2 行政庁は、第十一条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。</p>			
基準の制定根拠				